



多子世帯利用料請求に伴う手続きのご案内 (認可外保育施設等)

第2子以降無償化(認可外保育施設等)の請求について、手続きのご案内をいたします。
多子世帯利用料請求のお手続きは、紙での申請のほか、LINEでの申請が可能になります。

1. LINEでのお手続き

・右のQRコードを読み込むと申請の手続き画面が開きます。北九州市の公式アカウントを友だち登録していない場合は、友だち登録画面となります。登録後、再度、QRコードを読み込んでいただくと申請画面に進みます。



【必要書類】

- 多子世帯利用給付認定通知書(区役所が発行したもの)
- 領収書兼提供証明書
- 振込口座のわかるもの(通帳等、銀行名・支店名・口座番号・名義等がわかるもの)
- 認定保護者と口座の名義が異なる場合は委任状(多子世帯利用料請求書に記載欄がありますので、そちらにご記入ください)

※提出いただいた個人情報安全に管理し、多子世帯利用料請求以外の目的では使用しません。



【申請時の注意点】

- ・申請は一问一答形式となっております。1つ前の回答修正することは可能です。
- ・システムの仕様上、申請前の確認画面で修正を行う場合、「1問ずつ戻って修正」又は「中止して最初からやり直し」となりますのでご了承ください。
- ・回答途中で一定時間回答がない場合、自動で申請が中断します。
- ・領収書兼提供証明書等添付書類は、カメラで撮影したものを添付してください(事前に撮影した画像を選択することも可能です)。
- ・領収書が複数ある場合は、全て写真撮影し、添付する必要があります。

2. 紙でのお手続き

以下の書類を認可外保育施設担当にご提出ください。

- 多子世帯利用料請求書(領収書兼提供証明書の表面にあります)
- 領収書兼提供証明書
*ほっと子育てふれあい事業を利用した場合は援助を行う会員が発行した活動報告書
- 振込口座のわかるもの(通帳等、銀行名・支店名・口座番号・名義等がわかるものの写し)

※無償化による給付額等の詳細は右のQRコードからご確認ください。

対象	無償化の内容
認可外保育施設等	月額上限42,000円までの範囲で無償化 ※施設に支払った保育料又は上限額、いずれか低い額を給付 幼稚園型Ⅱは月額上限26,000円までの範囲で無償化
認可外保育施設 (企業主導型)	0歳児 : 月額37,100円までの範囲で無償化 1、2歳児: 月額37,000円までの範囲で無償化 ※施設に支払った保育料又は上限額、いずれか低い額を給付



《申請受付期間》

4月1日～4月20日 7月1日～7月20日
10月1日～10月20日 1月1日～1月20日

お問い合わせ先 認可外保育施設等担当 〒803-8501 小倉北区内1番1号
(TEL) 093-582-2413

